

令和5年 3月15日

社会福祉法人高瀬会 一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和5年4月1日～令和7年3月31日

2. 内 容

目 標：育児・介護休業法に基づく、育児休業、子の看護休暇、令和4年度新設の出生時育児休業（産後パパ育休）等、及び休業期間中の育児休業給付等の経済的支援措置について周知するとともに取得の促進を図る。

女性育休取得率100%維持継続、男性育休取得率向上を目指す。

<対策>

令和5年4月～ 制度についての資料等を職員に配布し周知を図る